社会福祉法人墨田さんさん会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人墨田さんさん会(以下「本法人」という。)の理事、監事、及び 評議員(以下「役員等」という。)の報酬についてはこの規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 理事長が、その職務に従事したときは、報酬を支給する。役員等が理事会、評 議員会、会議等(以下「会議等」という。)に出席したとき、監事が監査を行ったときは 報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 理事長

日額10,000円

理事・監事・評議員 日額 5,000円

監事監査

日額10,000円

ただし本法人から給与を支給されている役員等には、その勤務時間内に会議等に出席した 場合は、支給しない。

- 2 報酬の各年度の総額は、8,000,000円を超えない範囲とする。
- 評議員の報酬の額は各年度の総額300,000円を超えない範囲とする。 3

附則

- この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- この規程は、平成30年8月1日から適用する。
- この規程は、令和元年8月1日から適用する。
- この規程は、令和2年6月26日から施行し、令和元年8月1日から適用する。